

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者5者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

パナソニック株式会社

期間：令和7年7月18日～令和7年8月17日（1ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

パナソニック産機システムズ株式会社

期間：令和7年7月18日～令和7年9月17日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

パナソニックマーケティングジャパン株式会社

期間：令和7年7月18日～令和7年9月17日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

パナソニック環境エンジニアリング株式会社

期間：令和7年7月18日～令和7年10月17日（3ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

期間：令和7年7月18日～令和7年10月17日（3ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

令和7年1月31日、パナソニック株式会社、パナソニック産機システムズ株式会社、パナソニック関東設備株式会社、パナソニックマーケティングジャパン株式会社、パナソニック環境エンジニアリング株式会社およびパナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業許可部局（関東地方整備局及び近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。

- ① パナソニック産機システムズ株式会社、パナソニック関東設備株式会社、パナソニックマーケティングジャパン株式会社、パナソニック環境エンジニアリング株式会社およびパナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
- ② パナソニック株式会社、パナソニックマーケティングジャパン株式会社、パナソニック環境エンジニアリング株式会社およびパナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。